

## 第32回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年2月27日(月)午後1時30分から午後3時05分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 14人

会長	8番	福村	正見		
会長職務代理	5番	中井	悟		
委員	1番	椿	新二	2番	山田 清隆
	3番	向山	博	6番	安田 伸二
	7番	親谷	隆	9番	高山 重人
	10番	西元	道啓	11番	柳谷 要
	12番	近藤	一祝	13番	天水さとい
	14番	小川	秋人	15番	岩間 勇市

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸報告について
第4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第7	議案第4号 平成29年農作業雇用標準賃金の改定について
第8	協議第1号 水稻作況調査の見直しについて
第9	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第10	報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく登記の囑託について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄  
農地係長 上仙 知巳

## 7 会議の概要

事務局 (伊藤局長)	ただ今から第32回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。
福村会長	皆さん、こんにちは。今日は良い天気恵まれて、足元も良かったですし、昨日まではどのくらい降るのかと心配していましたが、今日から3、4日は天気が良好と思っています。皆さんにとりましては、作業も進んでおりますけれども、春作業に入りますので、怪我の無いように作業していただきたいと思っています。早速ですが第32回総会を開会いたしますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (伊藤局長)	ただいまの出席委員は、14名です。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事の進行を福村会長にお願いいたします。
福村会長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 それでは、日程にしたがって進めて参ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議長	それでは、2番 山田委員と3番 向山委員を指名いたします。 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決しました。 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 第31回の総会以降の諸般について、報告いたします。 ・ 蘭越町農業研修生選考委員会

- ・ 蘭越町農業再生協議会臨時総会
- ・ 第3回後志地方農業委員会連合会役員会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO3について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成29年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年3月4日から平成32年3月3日までで強化法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年1月12日、土地引渡の日は平成29年1月末日です。解約の理由は、離農するため返還するものです。

その2、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年3月4日から平成32年3月3日までで強化法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年1月12日、土地引渡の日は平成29年1月末日です。解約の理由は、離農するため返還するものです。

その3、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成12年12月20日から平成17年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年2月17日、土地引渡の日は平成29年3月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

議 長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

3番  
(向山委員)

番号1番と2番ですけれども、関連がありますので一緒に説明させていただきます。今回、〇〇〇さんが離農するということがありますけれども、内容は事務局の説明のとおりでございます。

場所ですが、1番の〇〇〇さんのところが、〇〇〇さんの自宅の裏でございます。〇〇〇さんですが、〇〇から〇〇を渡りまして、〇〇を過ぎてから〇〇がありますけれど、その下手側の方の水田になります。番号1番については、3号議案にも出てきますのでよろしくをお願いします。

2番  
(山田委員)

番号3番ですけれども、場所は、〇〇の道々沿いにある〇〇の向かいにある土地でございます。この案件は後程出てきますのでよろしくをお願いします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号については、原案のとおり受理することといたします。

日程第5 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO3について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年2月27日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇 田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、後継者に農地を贈与するものです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、世帯内の所有権移転であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、譲渡人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、後継者に農地を贈与するものです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営する農地の所有権移転であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その3、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、相続した土地を耕作できないので、隣接する耕作者に貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は畑が総額で〇〇〇円、田が〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から平成39年2月28日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借主が経営する圃場に隣接する土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその3については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

15番  
(岩間委員)

1番ですけれども、〇〇〇さんと〇〇〇さんの家族内の贈与でございます。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇〇さんの家の農道がありまして、斜め向かいぐらいにある一角でございます。これは、〇〇〇さんが〇〇を〇〇ということで、〇〇が〇〇〇さんの名義になっておりますので、贈与を受けたということでございますので、よろしく申し上げます。

番号2番、〇〇〇さんと〇〇〇さん、これにつきましても、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇〇さんの家から、斜面ですけれども、田んぼは登って行く道路の周辺にあります。畑はもう少し登って行くと〇〇との〇〇がありまして、その〇〇の上と左側に曲がって、左側に大きく畑がありますので、よろしく申し上げます。

5番  
(中井委員)

番号3番でございますけれども、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇〇さんから〇〇の方に〇〇を渡って、すぐ左カーブになってはいますが、その左側になっています。以上です。よろしく申し上げます。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO14について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第1

8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年2月27日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年4月1日、対価の支払期限は平成29年3月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、返還された農地を耕作できないため、売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人が経営する圃場に隣接する土地であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年4月1日、対価の支払期限は平成29年3月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、耕作できないので譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人が経営する圃場に隣接する土地であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇m<sup>2</sup>、畑が〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年4月1日、対価の支払期限は平成29年3月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇

円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、前借主の後継者に貸し付けするものです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、前借主の後継者に貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

その4とその5の〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の世帯の農地は全て耕作されており、親の経営移譲に伴う契約であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成31年4月5日までの2年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できないので貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。



〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主が経営する土地に隣接する土地であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成34年2月6日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。移転理由は、〇〇を〇〇したので、農地の賃借権を〇〇に譲渡するものです。

その9、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成35年2月5日までの6年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。移転理由は、〇〇を〇〇したので、農地の賃借権を〇〇に譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

その8とその9の〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇を〇〇したので、農地の賃借権を〇〇に移転するものであり、所有する農機具や労働力等から見て、

今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その10、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、経営規模を縮小するため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その11、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、経営規模を縮小するため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その12、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成31年11月30日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その13、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、前借主の後継者に貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の世帯の農地は全て耕作されており、親の経営移譲に伴う契約であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その14、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年3月7日から平成33年12月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1からNO14について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番  
(中井委員)

番号1番でございますけれども、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇に〇〇がありますけれども、その道路向かいになっております。その〇〇側は〇〇さんが農地を整備して使用しておりますので、この土地におかれましても、これからまた整備をしていかなければ使用できないような状況でございます。以上です。よろしく願いいたします。

6番  
(安田委員)

番号2番、4番、5番、6番について説明いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所ですが、2番の〇〇さんですが、自宅を出まして〇〇を〇〇に向かい200m行ったところの左にある土地です。番号4番の〇〇さんですが、場所は〇〇さんの自宅の奥に下がって行き、突き当たった場所です。番号5番が、〇〇の手前の〇〇の手前を左に曲がりまして、〇〇さんの〇〇があるのですが、その道々向かいになります。番号6番ですが、〇〇の〇〇の道路を山の方に向かって行きまして、200mぐらい行ったところがございます。よろしく願いいたします。

2番  
(山田委員)

3番の件でございますけれども、先程出てきた案件でございます。内容は事務局の説明のとおりです。値段が安いと思うのですが、お互いの協議の結果、この金額に落ち着きましたので、よろしく願いいたします。

12番  
(近藤委員)

〇〇さんと〇〇さんです。内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所は〇〇と〇〇の間あたりで、〇〇さんと〇〇の〇〇さんとの間に〇〇さんの家がありまして、この〇〇さんの家を囲んで裏側にあります。それと12番、これも事務局の説明のとおりです。前回までは〇〇さんが借りて作っていた土地を返され、〇〇さんと〇〇さんということで契約です。場所は〇〇、〇〇から入りまして4～500m行って右側になります。以上よろしく願いいたします。

5番  
(中井委員)

まず、8番と9番でございますけれども、先般、〇〇さんが〇〇ということで、今回、〇〇へ農地を移動ということでこのよう

な形になっています。内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。8番の場所ですが、〇〇さんの自宅の裏一角と〇〇さんが作っている、〇〇さん側に一角、〇〇さんの農地があります。その土地でございます。続きまして9番でございますけれども、この土地につきましては、〇〇さんの土地でございます、〇〇さんと〇〇さんの住宅の間にあります道路の左側となっております。続きまして10番と11番でございますけれども、〇〇さんが経営を縮小するということで〇〇さんと〇〇さんに借りていただくことになりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所でございますけれども、10番でございますけれども、〇〇さんの住宅の道路向かいにあたる土地でございます。11番につきましては、〇〇から〇〇に向かって行きますと、〇〇を渡って直線がありますけれども、その直線のだいたい真ん中あたりの左側の土地一角にあたります。以上です。よろしく申し上げます。

13番  
(天水委員)

番号13番、〇〇さんと〇〇さんですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇さんの家の〇〇を挟んだ向かいになります。よろしく申し上げます。

9番  
(高山委員)

番号14番の件ですが、議案第1号の1番で解約された土地を今度は〇〇さんが作るという事です。後は事務局説明のとおりです。よろしく申し上げます。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案のNO1からNO14については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第7 議案第4号平成29年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題とします。第31回の総会で振興・農政専門委員会

に付託しておりますので、椿委員長から報告をお願いします。

椿委員長

それでは、私のほうからご報告申し上げたいと思います。先月1月の総会の後に、振興・農政専門委員皆さんと平成29年農作業雇用標準賃金を検討いたしました。平成28年の賃金については、見直しをした経緯もありまして、今回農作業賃金については、変更なしということで、意見がたくさんございましたので、そういう結果となりましたのでご報告させていただきます。以上です。

議 長

ただいま、椿委員長から報告ありましたけれども、この件につきまして何か質疑ございましたら、お受けしたいと思います。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、椿委員長の報告のとおり、決定いたします。

なお、この賃金表は各事業所に配布することといたしますのでよろしくをお願いします。

日程第8 協議第1号水稻作況調査の見直しについてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

伊藤局長

昨年まで実施しておりました、作況調査のあり方を見直してみただけないかと、プロジェクトチームからお話がありまして、また、昨年山田委員からもそろそろ検討したほうがいいのではないというご提案がございましたので、今回皆様にこれから29年度を迎えるにあたりまして、今まで長年やってまいりました、水稻作況調査のあり方について、ご協議いただきたいと思います。プロジェクトチームのほうでは、以前は農業所得の算定に使っておりまして、最近はすでに使っていないのは皆さんご承知のとおりです。28年度の調査についても、今までの6ブロックを4ブロックに再編してやってみたものの、これが本当にデー

タとして良いのかどうかも含めて、あり方、それから調査の方向といったことを検討していただきたいと考えますので、よろしくお願いたします。

議 長

今局長のほうから説明していただきましたけれども、昨年度からプロジェクトチームの税務課長からどうでしょうかと、検討していただけませんかという趣旨の依頼は受けております。これまで伸ばしたというのは、今回の委員の定数問題もございまして、伸ばさせていただきました。できるだけ早いうちに方向性をしていったほうが良いのかということで、今日提案させていただきましたけれども、何かこのことについて、廃止が良いのか、まだまだ見直しをしてデータを残したほうが良いのか、そこら辺も含めて検討したほうが良いのかと思います。

何か皆さんのほうでご意見ありますか。今まで通りとかもうちょっと簡素にしたほうが良いとか、もうそろそろ廃止にしたほうが良いとか。どうでしょうか。

10番  
(西元委員)

いろいろなところで数字、上げていると思うのですが、今現在蘭越町に入ってきている数字、蘭越町の反収はどのくらいなのですか。たぶん共済組合と統計事務所だと思うのですが、2カ所ぐらいしかないと思うのですが。その辺の数字は蘭越町にどのような形で入ってきているのですか。

議 長

今年の反収はいくらですよというのは、共済組合からないですよね。

14番  
(小川委員)

共済組合としては、毎年圃場を決めて作況調査やっております。出た結果は個人情報との関係がありますので、黒塗りで調査をした本人のところには調査の内容は来ます。それが町にいつているかはわかりませんが。共済組合としては蘭越町の作況は掴んでいますので、調査田という形と標準田という形で調査はしています。それはデータとして見せてほしいと言えれば見せてもらえます。

議 長

蘭越町の今年の平均反収を聞けば聞けるということでしょう。

14番  
(小川委員)

そうです。聞けます。

議長

統計事務所の方は来ているのかね。

伊藤局長

ちょっと分からないですね。

10番  
(西元委員)

今、統計事務所のほうはまだ分からないということで、共済組合のほうは品種別、地域別でやっておられて、たしか統計事務所も地域別になっていると認識していますけれども、もしその数字をもらえるのであれば、その数字を置きかえてもいいのかと思いますけれども。

議長

そういう一つの意見もございますけれども。

11番  
(柳谷委員)

蘭越の農産物の生産の現在高がどのくらいなのか、把握するのに独自の調査をしなくてもいいのかと、何年間も簡略化しながらきたと思うのさ。共済については冷害の時の損害をどうするのかというぐらいの認識ですよ。いま米が余ってきた、他の農産物も自由化、市場価格に左右される。イモの坪堀をどうするのか、その他に麦とか。大豆とか。転作絡みでなくてはならない作物があるから。結論から言うと、総合的に蘭越の生産力の現在高を町独自で把握できる情報収集、そういう指針を農業委員会であってもいいのかなと。まるっきり他の機関を頼りにして。そういうのはちょっと不安な気がするのだけれども。今結論出さなくても。

議長

農業委員会としてというより、町としてね。今は農業委員会が主体となってやっているわけではなく、お手伝いをしていると、今のプロジェクトチームは。この作況調査については、税務課を中心としたプロジェクトチームを作って、農業委員会に力を借りたいということで現在やっていることなので、農業委員会として云々というより町の流れですよ。当局が統計見るためにやってくださいというようなことだと思うのですよ。現段階では。はたして、今まで通りプロジェクトチームの中でどう思っているのかわかりませんが、去年は刈り取り箇所も減っていますけれども、統計とるだけだとしたら、もっと減らしても残していくべきなのかもしれません。



11番  
(柳谷委員)

総務課に統計部署があるのですよね。

議長

プロジェクトチームは税務課が主体となってやっているから。

伊藤局長

プロジェクトチームには、税務課長がリーダーですけれども、今柳谷委員がおっしゃっている統計はまちづくり係が持っていますので、そこの職員もメンバーに入っています。プロジェクトチームは税務課とまちづくり係と農業委員会と農政係が担当しています。

議長

統計をとるのであれば、農業委員会が出なくても職員でやってもらったほうが良いのかなと。我々農業委員会はプロジェクトチームから依頼を受けて、坪狩りに出るだけの仕事なのでね。極端に言っちゃうと。だからそれで果たして、どうなのかなという気持ちもしないわけでもないけれど。できることであれば、何らかの形で残したほうが良いとは思うのだけれども。

10番  
(西元委員)

あまりにも数字がありすぎると、混乱を起こす可能性があると思われるのは、作付け面積にしても、町の反収からの面積計算。それは多分、統計事務所の数字と色々な数字を使って、道農政部が作り上げた数字。語弊があるのかもしれませんが。その数字を使った中で蘭越町の反収が決定されて、その反収に応じて配分された数量を割りかえして面積を確定させて、作付け面積が出てきますよね。その時に全く違う数字を町が独自で持っていたら、混乱起こすような気がします。ある程度の数字、色々なところでやるので全部が同じになると思いませんが、あまりにも違う数字が出たときに、聞いた話ですけれども、道農政部のほうでは共済の数字もある程度緩和しているみたいなのですよね。統計事務所の数字に。こんなこと言っているのか、確信がないのですが。そうすると、共済からの数字がある、そして統計事務所の数字を使っている、この2つの数字を見比べて蘭越町の平均反収を出されていると伺っている。公式ではないですよ。この2つの数字はあってしかるべき。蘭越が独自で取っているデータというのは我々の力を持ってして、その数字を見てくれというと、また別の話になりますけれども。現段階ではそれが無いので、一言で言うと余計な数字があると、ちょっとまた生産者の方たちも、それで

なくても国が出した数字が高いだとか低いだとかという声が聞こえてくる年もあるものですから、ある程度数字的には、一本化すっきりするのかなという気がしますがけれども。

1 4 番  
(小川委員)

共済組合では後志全体を、調査田と試験田を持っていますので、ペーパーで見ると、どここの地区と非常にわかりやすいのですよ。蘭越はこのぐらいとれている、大谷や三和でも、各地区の一覧表を見ると、比較できるようになっています。そういう面では、共済組合は悪いところは刈りませんから、一番良いところしか刈りませんから、そういうところを設定して、まあ保険屋ですので。後志全部の総体でやっているものですから、かなり正確な数字を見比べることができるので、農業委員会はバラバラで刈りますが、共済組合は3人チームを作って、どんどん回っていくような格好でやっていますので、特殊な規定のやりかたでやっていますので、私たちとは違ったやりかた。数値はちょっと高めにでるということはあります。

議 長

共済組合で調べるときは、ライスグレーダーにかけるのかい。

1 4 番  
(小川委員)

全部かけます。

議 長

何ミリにかけるの。

1 4 番  
(小川委員)

1. 8mmだと思いますね。ただ、それから上も売れますし、下も売れるので共済組合としてはトータルでという考えです。

3 番  
(向山委員)

やっぱり今までデータ、良い悪いにして取っているわけだから、多い少ない別にして取るべきだと思うね。ただ、今までの町の反収が単純な平均で出しているのが、収量にいたっては平均にはならないのさ、厳密に言うと。例えば、大谷が反収8俵あって、吉国の方が反収5俵だったら、面積的にぜんぜん違うわけだから、そういう計算をするといったら、ある程度各地区の反収を出さなければならぬし、それを今は、個人であなたの地区だから、勝手に選びなさいと刈っているわけだから、それがその地区の平均がどうかかわからないのだよね。数を減らして、ある程度、誰か第三者かここという指示をしてやらなかったら刈る意味はないと思

うのだよね。

2番  
(山田委員)

農家、個々の話も出てくる。ここに入るといって嫌がる人もいるのだから、簡単な問題ではないのだ。これからどんどんこういう話が出てくると思う。

議長

どっちにしても、町サイドで何とかデータを、ある程度残したいということであれば、やはり地域にお願いして、刈るところだけは何とかセッティングして、プロジェクトチームで刈っていただいて、ある程度のデータだけは残しておく。それが高いとか低いとかじゃなくて、今年データとして、だいたい目安として、そういうことでやっていくのは可能だと思うんですけど。数を減らして、あくまでもデータとして、局長からも説明のあったとおり、税金に使う訳でもないし、あくまでもデータ絡みの部分だから、毎年気象状況も違って来る状況の中で、少しでもこれからデータを残していきたいのであれば、プロジェクトチームで協議するか、何か所したらいいか、ここで協議してもいいのですけれど、そういう状況でやっていたほうが良いのではないですか。

11番  
(柳谷委員)

色々な角度から考えるのだけれども、収入金課税にすっかり定着しているよね。出荷物を申告するような形。個人のプライバシーだっていう場合は、結局はっきりデータが出てくるのは申告書ですよ。もしくは損益計算書か貸借対照表を出せば出てくる。これは、人についての数字ですよ。土地についての数字というのは、やっぱり反収何ぼという、これは我々農業生活の実態にどれだけ近づいた数字かは大事なことだけど、それほど重要な数字かなと。今なっているのですよ。補助金一つとっても、土地についての補助金と収穫したものについての補助金、収量払いがだんだんなくなって、使い分けされるのだけれども、やっぱり農業委員会の仕事を減らしていくのが筋だと思うね。流れとしてはね。役場の担当部署、農業委員会も経済課の一部署と考えれば、あまり何もやらないままで補助金行政をバンバンやられたって、農業委員会は農家の代表だって、制度変わったって、やっぱり意思統一して数字をとらえておく必要があるっていうか、そういうふうに思うから、作況調査については、まだまだうーんと簡素化する、もしくはやらないか、どっちかだね。私の考えは。

15番  
(岩間委員)

プロジェクトチームの方からも見直しと、農業委員会からも見直しという言葉もでてきているのだけれども、お互いの見直しがそういう方向で見直したらいいか、はっきり見えてないのですよね。去年は体制を変えて刈り取り件数を大幅に減らして、我々としては刈り取り場所が少ないから、楽な作況調査のお手伝いをしたという感じでやったのだけれども、刈り取りする場所が少なければ少ないほど、正確なデータが取れないのだよね。それを去年からまだ減らして、プロジェクトチームの手伝いをしているとなれば、蘭越町の総合的なデータがさらに適格なデータではないと思うのだよね。平均的なデータを減らせば減らすほど、取れていかないと思うのだよね。それでも調査して農業委員会が関わって、お手伝いしながらでも、統計として残していかなければならないのであれば、そういう方向でやったほうが良いと思う。ただ、プロジェクトチームの見直し、どういうふうに見直したら良いのかというところまで聞いていないでしょ。この間も誰か言ったかしらないけれど、ドローンだとか、共済あたりでも導入すると思うけれど、あれで上空からどんどんやれば、ある一定のデータも取れるから、そういう方法も考えているのであれば、農業委員会が手伝いをするあれもなくなってくるから、その辺なのだよね。だけれども、農業委員会が関わった中で、どんなデータでもいいから統計として残しておくのは筋だと思うのだよね。

議長

農業委員会が関わって、データを残していったほうが良いという意見もあります。廃止なら廃止でもいいという意見もありますし、農業委員会が関わらないでという意見もありますし、色々な方法があるのですけれども、プロジェクトチームのほうは、簡素化したけれども、まだ簡素化しても良いということだと思うのだよね。

12番  
(近藤委員)

プロジェクトチームがさ、農業委員会も当然そのメンバーとして入っているでしょ。今、議論している中でやはりデータを残していったほうが良いという考え方、今の意見でもあるわけだし、そこから農業委員会がプロジェクトチームから外れて、あなたたちでやれと言えないでしょ。

議長

できることであれば、プロジェクトチームも農業委員会も、関わってほしい、やるのであれば、そういう意向だと思うのだけれ

ども、で我々農業委員はどう思うのか。

12番  
(近藤委員)

作況調査の見直しについてという議題が、作況のやり方そのものを見直すのか、点数を減らすことで見直すのか、もっとこれからの時代にあった作況をやるようにするのか、この見直しの意味がさ、さっき岩間委員さんも言ったように、前にもちょっと話が出た中で、ドローンを使って、要するに上から、そういう時代もたぶんこれからは来ると思うのだよね。これからはITとか色々な物が出てきて、上空からカメラでやったり、進めば進んだなりにそういう物で調査をして、そこまで行き着くまで何年間かかると思うけれど。それまでは何らかの形で農業委員が関わって、農家の代表が出てきて、全くそれには応援しないということにはならない。ましてや定数の問題、今回の定数増についても、農業委員の役割っていうことがさ、どこまでちゃんとやっているのかということがあって、議会や町長だって、今回は指摘があったのではなかったかい。その増についてさ。そういうことがさ、農業委員の役割をやっていないと、また指摘の対象にもなるし。

議長

プロジェクトチームのリーダーが税務課長なのですが、プロジェクトチームのほうでは、チームでは話し合いはしていないのです。リーダーとしては、単純に廃止をしたいことらしいのですよね。29年度の予算ですが、謝礼の部分は予算をみていないということだそうです。であるから税務課長とすれば調査を廃止したいということなのですよ。

事務局長

先程もお話ししましたけれども、農業所得税の数値に使っていないものですから、税務課が外したいという部分もないわけではないのですよ。ただ他のところでやってくれるのであれば、自分のところは異論はないのだけれども、でもどうなのだろうねと言われていまして。農業委員会でもあり方を含めて考えてもらえないかということで、こういうふうにしてお話しをいただいたのですけれども。

7番  
(親谷委員)

先程近藤さんも言うように、農業委員の仕事の内容を考えれば、税務課でも数字を使っていない、西元さん言うように、米の配分も使っていない、そうした場合に本当にやる必要があるのかなと、何も数字が使われていないのに、数字だけ出す、何も意味ないと

思うのだよね。本当に役場の中で、この数字がほしい部署があるのかないのか、税務課でもいらない、先程の配分の問題でもいらない、何も使われていない。やる必要あるのかなと、廃止してもいいのかなと。

議 長

色々な意見があると思います。最終的にはプロジェクトチームが全体の中で廃止するかしないか、検討をまだしていないのですよね。今税務課長がトップなので税務課長が廃止したいと、今局長が言ったように税務課としては廃止したい。仮に産業経済課がトップになってやると、やってくれということであれば、続けていく可能性もあるかもしれない。プロジェクトチームに決めてもらったほうが良いのではないかと。このプロジェクトチームができる前は農業委員が主体となって決めてきたけれど、農業委員会からある程度手が離れたような状況の中で、少しでもデータを残していきたいという観点の中で、プロジェクトチームができてほしいということだから、プロジェクトチームの方向性がはっきり見えていない、我々からしたら。その辺プロジェクトチームに話をしてもらって、煮詰めてもらったほうが良いのではないかと。全体で話し合っ、目安として残していきたいから、やっていったほうが良いのではないかとということであれば、また要請が来るだろうし。

10番  
(西元委員)

数字は絶対なくちゃ困ると思うのですよ町として。ただそのやり方としては先程私が言ったように、統計事務所なり共済組合から数字を開示してもらいやりかたもありますから、それで自分達でやるのか、別の機関がやったところの数字をもらうのか、というのはやり方が違うだけで、数字としては残るわけですよ。なくしたにしても、私としては今のやり方をなくしたにしても統計事務所なり共済組合から町として数字をいただいて、それを精査して、今聞くところによると地域別にわかれていますから、そこまでの数字をいただくような形で、今まで通りやり方は変わりますが、数字的には残せていく。やっぱり数字は残さないと、残した方が良く思うのですよ。絶対的に。今年はどうだった。あの年はどうだったということを見るために。そういう数字を作るのか、自分達で作るのかというやり方のだけなのですが。やっているところがあるのなら、私としては簡素化するためにも、そちらの数字をいただいて、数値として残すやり方のほうが良いの

かと。数字としては残さないと、たぶん全く無くするのは問題があるので。

15番  
(岩間委員)

今言うように、私も米の町として今まで何十年も統計調査をやっている、この数字がどのように使われているか。税務もつかっていない。だけれども資料として蘭越町の当局のほうで、総務課なりできちんとした地域的な、調査をした作況の数字を将来的にも残しておくべきだと思うのだよね。いろいろな資料の中で。それがどのように使われるか分からないけれど、資料として残す必要があると思うから、さっきは農業委員会が関わった中でそういう数字を毎年積み上げていったほうが良いと思ったけれども、役場の方でそういう調査を簡単にできるようになれば、農業委員会が関わらなくても数字を残していけますよというのであれば、良いのだけれども。ただ今の段階では圃場に行って刈り取りするのは役場職員がくるから、農業委員が行って手伝いをしなければ最低限でも刈り取り調査はできないと思うのだよね。当分は関わりながら統計調査の数字を残しておくべきではないのかなと思うのだけれども。

議長

税務課長が廃止をしたいという中身というのはさ、十分にプロジェクトチームの中で協議をしていただいて、まだまだ簡素化しても何とか残したいから農業委員会にお手伝いをお願いしたいということであれば、お手伝いしても良いと思うのさ。

15番  
(岩間委員)

プロジェクトチームの代表が税務課長になっているけれども、ただ単に税務課がプロジェクトチームから外れたいという事でもないの。

議長

その辺まで掴めていないですね。

15番  
(岩間委員)

プロジェクトチームの組織の構成を変えたいという意味でもないの。

議長

前は税務関係の状況で引っかかってきているから、当初のやってきた坪刈りをさ。そして一回離れた。データだけでも良いからということでプロジェクトチームができたと思うのさ。なぜ税務課かというと、やっぱり税務の関係になるから税務課長がプロジ

ェクトチームのリーダーになってやってきた。税務の関わりの無くなった中で、どういう意味になるのか、まして坪刈りする場所がだんだん少なくなっている段階で、データだけ取って、それで良いのかどうなのか。疑問みたいなものがたぶん税務課の中であるのか。だから言ってみれば、税務課、産業経済課、総務課を含めたチームの中で、まずは今後どうするのか、少しでもデータを残すために、産業経済課が主体になって、これからやってこれという話になるのか、そこら辺を煮詰めてもらって、少しでもデータを残すということであれば、それについては農業委員会にお願いしますということであるなら良いけれども。

15番  
(岩間委員)

我々がデータを残したほうが良いよと言っても、町のほうで要らないということであれば、何もやる必要はないのさ。

議長

だからあくまでもプロジェクトチームが、メンバーが会議を持って、これからどういう風にいけばいいのか、検討してもらったほうが良いと思うのだよね。だから、農業委員会はプロジェクトチームがこれからも、米の町らんこしの米に対して、少なからずデータを取って行きたいと、それで農業委員会にもお願いしたいということであれば、協力しましょうということになると思うのだよね。

どうですかね、もう一回プロジェクトチームで検討していただいて、坪刈りをする場所を減らしてでもデータを残していきたいのか、共済組合や統計事務所のデータをいただいて参考にしていくということでプロジェクトチームを廃止するとなればそれはそれでわかりましたということですね。どうでしょうかね。

12番  
(近藤委員)

まず、プロジェクトチームで協議してもらいましょう。

議長

農業委員会は手伝わないということではなく、要請があればお手伝いしていきますと、まずはプロジェクトチームでお話ししていただきたいということではないですか。

全委員

異議なし。



議 長

日程第9 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長)

報告第1号 平成29年2月6日付けで、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから、〇〇〇番〇〇について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長

日程第10 報告第2号農業経営基盤強化促進法に基づく登記の囑託について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長)

報告第2号 平成28年10月5日公告の〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから、〇〇〇番地〇〇の〇〇〇さんへの、所有権移転登記を、平成29年2月15日に完了しましたので報告いたします。

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第32回農業委員会総会を終了いたします。

午後3時05分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟